

平成 29 年 2 月 20 日

第 1 回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 平成29年2月20日(月) 午前9時 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	志村 忠昭	2番	塩野 拓二
3番	金井 浩三	4番	村井 保夫
5番	隅岡 美子	6番	村岡 清邦
7番	小川 保	8番	古川 幸義
9番	村井 勉	10番	尾崎 忠義
11番	渡邊美喜子	12番	庄野 克宏
13番	門 瀧雄		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	秋山 俊次
教 育 長	田尾 勝
会計管理者	神原 宏一
町長公室長	中川 隆弘
総務課長	矢野 修司
政策企画課長	河田 数明
税務課長	泉 知典
住民課長	多田羅 勝弘
福祉保健課長	藤原 安江
福祉保健課主幹	丸岡 多恵子
環境課長	石井 克典
建設課長	島田 和博
産業課長	岡部 登
消防長	前原 成俊
上下水道課長	中田 健二
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	中野 弘之
書 記	高嶋 好弘

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（志村 忠昭）

おはようございます。

議員各位におかれましては、ご多忙の中、ご参集を頂きありがとうございます。

ただ今より、平成29年多度津町議会第1回臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。

町長（丸尾 幸雄）

皆さんおはようございます。

今日は平成29年の第1回の臨時会に、大変皆様方3月議会を控えてのお忙しい時にもかかわりませずに、ご出席をいただきまして本当にありがとうございます。

私共から提出しております議案3件ございます。

一つはJRの今、跨線橋の建て替えをしておりますが、そのことによりましての急遽の工事変更がJRの方からありました。

そのことについてのご審議をいただきたい。

またそれぞれの議案に対しましても皆様方の慎重な審議をお願いしたいと思っております。

今日はどうかよろしくお願ひいたします。

ありがとうございます。

議長（志村 忠昭）

ありがとうございました。

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、平成29年多度津町議会第1回臨時会は成立を致しました。

これより、町議会第1回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付の通りであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、3番、金井浩三君、10番、尾崎忠義君を指名致します。

日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第1回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定を致しました。

日程第3、議案第1号、工事施行変更協定の締結について（栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事）を議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

おはようございます。

それでは議案第1号、工事施行変更協定の締結について提案説明を申し上げます。

本件は、平成28年7月11日付けで四国旅客鉄道株式会社、代表取締役社長、半井真司氏と締結した栄町地区緊急避難路整備事業栄町地区緊急避難路跨線橋設置工事の実施に関する協定の一部を変更するものがございます。

変更内容についてご説明いたします。

参考資料の計画予算書・事業費負担額調書をご覧ください。

数字が小さく、大変申し訳ございませんが、単価・金額欄上段部分のカッコ書部分に変更前、当初の事業費であり、下段が変更後の事業費となっております。

受託工事費、負担金工事費あわせて7億5,711万8,000円の変更全体事業費となっており、当初より7,597万6,000円の増額となります。

その内訳といたしまして、受託工事費の中で主な増額変更となっております上部工につきましては、当初協定内容に含まれていない仮設費等の変更、橋面部、橋の上部工の上の人間が歩く側の通路側部分の舗装工の部分、そして階段部のタイル工、そして上の雨よけ、雨の排水関係の対策費、そして鳥よけとしてのアルミ化粧ルーバーの設置、また塗装用の足場の追加等での増額と聞き及んでおります。

減額につきましては、主に基礎工でありまして、特殊掘削機の変更、下部工では、大型架重機の施工計画の変更、また工期の短縮等によるものでまた、保安費に付きましても工期短縮が図られるため減額となっております。

JRといたしましても、全体としての協定額の確定をすることで、28年度事業分に関する協定額の精算、29年度への協定額の決定も急がれることから、今議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この臨時会での議決をお願いするものでございます。

以上大変簡単ではございますけれども、議案第1号、工事施行変更協定の締結について、よろしくご審議賜りますようお願いをいたしまして、提案説明とさせていただきます。

議長（志村 忠昭）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま、議題となっております議案第1号は、建設産業民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、建設産業民生常任委員会に付託し、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

日程第 4、議案第 2 号、多度津町農業委員会の委員を認定農業者及び認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

産業課長、岡部君。

産業課長 (岡部 登)

おはようございます。

議案第 2 号、多度津町農業委員会の委員を、認定農業者及び認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについての提案説明を申し上げます。

本町におきましては、本年 7 月 19 日をもって農業委員会の委員の任期が満了となることから、昨年一部改正された「農業委員会に関する法律」に基づき、本年 4 月 3 日より、委員の推薦・公募を行うことにしております。

委員の任命にあたっては、「農業委員会等に関する法律」第 8 条第 5 項の規定により、認定農業者の数が委員の過半数を占めるように規定されておりますが、状況によっては過半数に満たない可能性がございます。

また本町は、「農業委員会等に関する法律施行規則」第 2 条に定められております、区域内の認定農業者の数が農業委員の定数の 8 倍を下回っている場合に該当しておりますので、新たに任命される農業委員会委員につきまして、認定農業者及び「農業委員会等に関する法律施行規則」第 2 条第 1 号に掲げる認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについて、議会の同意をお願いするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 2 号、多度津町農業委員会の委員を、認定農業者及び認定農業者に準ずる者をもって過半数とすることについての提案説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長 (志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第2号についてを採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

日程第5、議案第3号、監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、古川 幸義君の除斥を求めます。

(古川議員 退席)

議長 (志村 忠昭)

提案者の提案理由の説明を求めます。

丸尾町長。

町長 (丸尾 幸雄)

議案第3号、多度津町監査委員の選任につきまして、提案理由のご説明を申し上げて参ります。

現在、多度津町監査委員としてご活躍中の門瀧雄議員から、平成29年2月19日付をもって辞する、監査委員辞任届の提出がありました。

つきましては、後任として新たに、多度津町議会議員より選任する多度津町監査委員に、古川幸義議員を選任いたしたいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

氏は、町内堀江三丁目4番13号にお住まいで、昭和29年1月23日生まれの63歳でございます。

氏は、平成19年2月に多度津町議会議員に当選されて以来、現在3期目でございます。その間、多度津町議会行財政改革特別委員会委員長、建設産業民生・総務教育の各常任委員会委員長等の要職を務められ、行財政運営につきましても、経験豊富な方でございます。

人格は高潔であり、多度津町監査委員として、最適任と考えますので、よろしくご同意のほどお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長 (志村 忠昭)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

これより、質疑を開始いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

古川君の除斥を解きます。

（古川議員、着席）

議長（志村 忠昭）

古川幸義君に申し上げます。

ただ今、監査委員の選任に同意することに決定しましたので、お知らせを致します。

この際でありますので、古川君の監査委員就任のご挨拶を受けたいと思います。

古川幸義君。

（監査委員就任の挨拶）

議長（志村 忠昭）

日程第6、常任委員会委員の選任を行います。

委員会条例第6条第4項の規定により、常任委員会委員の選任につきまして、私の方から指名いたします。

総務教育常任委員会委員に、庄野克宏君、志村忠昭君、尾崎忠義君、村岡清邦君、隅岡美子君、小川保君、村井保夫君、以上7名を指名いたします。

次に建設産業民生常任委員会委員に、門瀧雄君、渡邊美喜子君、村井勉君、古川幸義君、金井浩三君、塩野拓二君、以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員の選任については、ただ今、指名いたしました議員を各常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第7、議会運営委員会委員の選任を行います。

委員会条例第6条第4項の規定により、議会運営委員会委員の選任について、私の方から指名いたします。

議会運営委員会委員に、渡邊美喜子君、隅岡美子君、小川保君、村井保夫君、金井浩三君、塩野拓二君、以上6名を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員の選任については、ただ今指名いたしました6名の議員を選任することに決定いたしました。

日程第8、多度津町行財政改革特別委員会委員の選任を行います。

これは、平成29年2月19日付で、村井勉君、村井保夫君、塩野拓二君より、辞任届が提出され、委員会条例第11条第2項に基づき、議長が許可をしたことによるものであります。

これにより欠員が生じたので、委員会条例第6条第4項の規定により、多度津町行財政改革特別委員会委員に、庄野克宏君、隅岡美子君、古川幸義君、金井浩三君を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津町行財政改革特別委員会委員の選任については、ただ今指名いたしました庄野克宏君、隅岡美子君、古川幸義君、金井浩三君を選任することに決定いたしました。

日程第9、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員の選任を行います。

これは、平成29年2月19日付で、庄野克宏君、隅岡美子君、古川幸義君より、辞任届が提出され、委員会条例第11条第2項に基づき、議長が許可をしたことによるものであります。

これにより欠員が生じたので、委員会条例第6条第4項の規定により、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員に、志村忠昭君、村井保夫君、塩野拓二君を指名いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、多度津駅周辺開発整備特別委員会委員の選任については、ただ今指名いたしました志村忠昭君、村井保夫君、塩野拓二君を選任することに決定いたしました。

ここで、お諮りをいたします。

先に選任されました各常任委員会、議会運営委員会、多度津町行財政改革特別委員会、及び多度津駅周辺開発整備特別委員会には、委員会条例第7条により、委員長、副委員長が必要であります。

つきましては、これより暫時休憩をして、その間に順次委員会を開催し委員長、副委員長の互選を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

委員会は、委員会室において開催いたします。

それでは、ただ今より、暫時休憩に入りたいと思います。

休憩 9時22分

再開 9時50分

議長(志村 忠昭)

休憩前に引き続いて、議会を再開いたします。

休憩中の各委員会で、委員長、副委員長が互選されましたので、ご報告をいたします。

総務教育常任委員会委員長に小川保君、副委員長に隅岡美子君。

建設産業民生常任委員会委員長に金井浩三君、副委員長に塩野拓二君。

議会運営委員会委員長に塩野拓二君、副委員長に渡邊美喜子君。

多度津町行財政改革特別委員会委員長に隅岡美子君、副委員長に金井浩三君。

多度津駅周辺開発整備特別委員会委員長に塩野拓二君、副委員長に小川保君。

以上の通り、決定されました。

日程第10、中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

選挙を行う議員は、1名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます

よって、議長が指名することに決定をしました。

中讃広域行政事務組合議会議員に、門瀧雄君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました門瀧雄君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます

よって、ただいま指名しました門瀧雄君が中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただ今、当選された門瀧雄君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、中讃広域行政事務組合議会議員の当選人である旨の告知をいたします。

日程第 11、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

選挙を行う議員は、1 名であります。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、指名推薦にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます

よって、議長が指名することに決定いたしました。

香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に、庄野克宏君を指名いたします。

お諮りします。

ただいま、議長が指名しました庄野克宏君を香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます

よって、ただいま指名しました庄野克宏君が香川県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました。

ただ今、当選された庄野克宏君が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定により、香川県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人である旨の告知をいたします。

ここでお諮りをいたします。

先ほど決定をしました各常任委員長及び議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

これにつきましては、会議規則第 22 条の規定によりこれを日程に追加し、日程第 12 として議題にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査についてを日程に追加し、日程第 12 として議題とすることに決定いたします。

申出書を配布しますので、少しお待ちください。

(申出書、配付)

議長 (志村 忠昭)

日程第 12、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただ今、お手元に配付しております申し出書のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (志村 忠昭)

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長からの申し出の通り、閉会中の継続調査に付すことに決定をいたします。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって平成 29 年多度津町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

長時間にわたり、ご審議ありがとうございました。

閉会 午前 9 時 58 分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

平成 29 年 2 月 20 日
第 1 回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記